

1 秩序ある土地利用

現状と課題

- ◆本町の土地利用については、環境共生のまちづくりの基本的な考え方である「持続可能な発展」に基づき、その基盤づくりに取り組んできました。国道3号以西の地域では、環境共生の拠点となるJR新宮中央駅(平成22(2010)年3月開業)を核とした市街地整備を進めてきました。
- ◆平成19(2007)年度以降には杜の宮住宅開発とともに、本町の中心市街地整備事業として、地区計画(※注1)や建築協定(※注2)などの導入による良好な都市環境の形成に努めてきました。さらに高度地区(※注3)の導入により、低層の住環境を守ることとするなど、快適性に配慮した成熟型の都市づくりを進めています。
- ◆国道3号以西の地域においては、既成市街地を中心に環境に優しい都市づくりや良好な都市環境の向上に努めていくことが必要です。また、JR新宮中央駅を中心に魅力ある商業環境や公共・公益機能の形成を図るとともに、住民のさまざまな交流によるまちの活性化も期待されています。
- ◆一方、自然地が多く残る国道3号以東の地域は、農地や山林の荒廃化が進んでおり、民間レベルでの計画も長期未着手の状況が続いています。また、平成19(2007)年度には大規模施設開発の規制が強化され、特に郊外型の大規模施設の開発は難しい状況です。
- ◆都市計画法の改正により、市街化調整区域(※注4)における既存集落地区を対象に、地区計画の導入による住環境保全の推進に取り組んでいます。
- ◆国道3号以東の地域においては、持続可能な発展を進めるため、自然環境や歴史・文化など地域資源の有効活用やそれらに配慮した土地利用を推進するとともに、コンパクトで魅力ある都市づくり(※注5)を進めることが必要です。また、市街化調整区域においても地域振興のため、地域の特性に応じた土地利用の検討も求められています。

施策の内容

①良好な市街地の形成

- (1) 良好な住環境の保全や創出のため、地区計画、建築協定、緑地協定の導入を推進します。
- (2) 良好な市街地の整備を推進するため、積極的に土地区画整理事業の手法を導入します。
- (3) 良好な景観を保全・創出するため、今後都市景観に関する調査・研究に努めます。

②市街化調整区域などの適切な土地利用の推進

- (1) 市街化調整区域の適切な土地利用を推進するため、地区計画による良好な都市環境の形成に努めるとともに、既に導入した地区については、良好な住環境の保全や住宅地の増進に努めます。
- (2) 県道湊下府線沿線(25m道路)は、適切な土地利用を推進するため、社会情勢や地元動向などを踏まえ、土地利用の転換を推進します。
- (3) 国道3号沿線から東側の東部地域は、自然環境や既存集落との調和が必要であるため、地域の特性を活かした土地利用について調査・研究を推進します。また、国道3号沿線の原上地区は、福岡市との調整を図りつつ、市街化の検討を推進します。

- (4) 都市計画道路「三代・的野線」の整備を推進するため、その動向を踏まえながら沿線地区の土地利用の転換を推進します。
- (5) 長期未着手の立花口ゴルフ場計画地は、地元・関係機関との調整を踏まえ慎重に土地利用のあり方を検討します。
- (6) 県道筑紫野古賀線バイパス沿線の土地利用については、周辺環境が悪化しないように適切な指導を実施します。
- (7) 自然環境の保全・活用すべき地区は、地域特性を活かした維持管理の方策を検討し推進します。

③地籍調査の推進

- (1) 秩序ある土地利用のため、地籍調査の実施を推進します。

(※注1) 地区計画とは、地区の特性に応じた良好な環境づくりをめざし、土地所有者などの権利者と行政が、建築物の規模や形態の制限などのルールをつくり、都市計画に定める制度。  
 (※注2) 建築協定とは、一定の区域の土地所有者などが、建築物の用途や高さなどのルールを定め、協定として締結する制度。  
 (※注3) 高度地区とは、都市計画法によって建築物の高さの最高限度または最低限度が定められている地区。  
 (※注4) 市街化調整区域とは、市街化を抑制する区域として、自然環境や農地の保全を目的とした土地利用に限定し、原則として開発行為などができない区域。  
 (※注5) コンパクトな都市づくりとは、都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市づくりのこと。

2 道路網の整備と道路環境の充実

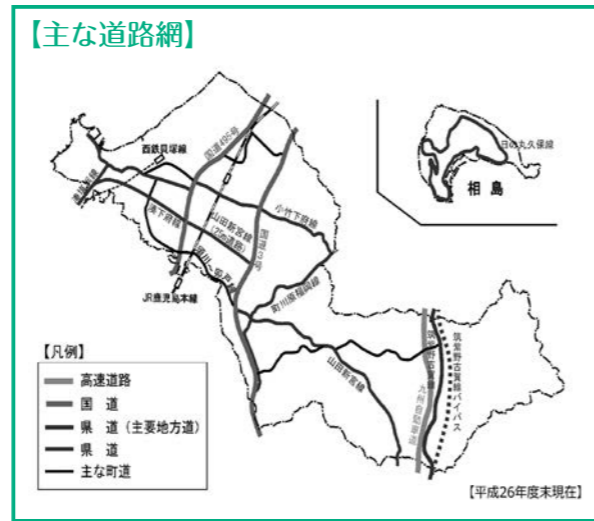
現状と課題

◆本町の幹線道路は、南北方向に国道3号、国道495号及び県道筑紫野古賀線、東西方向には県道山田新宮線や県道湊下府線があります。現在、国道495号の歩道整備や県道筑紫野古賀線のバイパス化(4車線)の整備などが県事業として進められています。一方、県道山田新宮線は通学路にもなっていますが、見通しが悪く歩道も狭いため、安全性の観点から、これからも整備の必要な県事業として早期実現を要望していく必要があります。

◆本町の都市計画道路(※注1)は、現在17路線で延長25,770mを決定しており、平成21(2009)年度末時点での整備率は約41%と遅れています。このため、長期未着手の都市計画道路の見直しを検討するとともに、特に東西方向の軸となり、東部地域振興を担う都市計画道路「三代・的野線」(4車線)は平成9(1997)年度に決定したものの整備の見通しが立っておらず、その早期実現の見直しを立てることが必要となっています。

◆一方、町内の各地区を結ぶ生活道路は、杜の宮住宅開発やJR新宮中央駅周辺の中心市街地整備事業により、西鉄新宮駅前から国道3号の間をはじめ、JR新宮中央駅前を連絡する道路は全線2.5m以上の両側歩道が整備され、湊川改修に伴い夜臼地区の一部区間には片側歩道が整備されるなど安全な道路環境が形成されつつあります。

◆今後も、道路環境の充実を図るとともに、「新宮町ひとにやさしいまちづくり整備基本計画」に基づき、安心して移動できる道路環境の形成に努める必要があります。また、近年、環境や安全に対する意識が高まる中で、道路美化や安全管理などにおける協働のあり方を検討することも必要となっています。



施策の内容

①国道・県道の整備

- (1) 福岡県管理の次の道路については、拡幅及び、歩道設置などの整備を県と協力しながら推進します。
  - ◇国道495号の歩道設置及び交差点改良(緑ヶ浜地区)
  - ◇県道筑紫野古賀線の4車線(バイパス化)整備
  - ◇県道山田新宮線の歩道拡幅整備
  - ◇その他県道の拡幅及び歩道整備

②都市計画道路の見直しと整備

- (1) 都市計画道路の総合的な推進を図るため、長期未着手の路線を対象に、計画ルートの変更や路線の廃止など見直しについて慎重に検討します。
- (2) 都市計画道路「三代・的野線」は、東部地域振興に重要な路線であるため、その実現を図る方策または整備方針を検討します。また、他の路線との連携強化を図り、整備に努めます。

③生活道路の整備

- (1) 歩行者の安全確保のため、バリアフリー(※注2)に配慮した町道の歩道整備を推進するとともに、狭あい道路(※注3)の拡幅及び側溝の改修を計画的に実施します。
- (2) 児童・生徒の通学の安全を図るため、計画的に通学路や歩道整備を推進するとともに、地域における速度30km規制(ゾーン30)を推進します。

(※注1) 都市計画道路とは、将来の都市づくりを計画する中で、都市の骨格となり、円滑な都市活動を確保するための施設として、都市計画法に基づき決定告示される道路。決定後は土地利用に一定の制限を受ける。

(※注2) バリアフリーとは、障がい者や高齢者などにとって、道や床の段差をなくすなど、生活に不都合な障害を取り除こうとする考え方。

(※注3) 狭あい道路とは、幅員4メートル未満の道路で、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの、またはこれに準ずるものとして特定行政庁に指定されたもの。

- (3) 東部地域における地域間交流の推進やマリンクス運行の推進を図るため、町道の拡幅や改修を計画的に実施します。
- (4) 国道495号役場前交差点は、JR新宮中央駅との連絡を踏まえ、交差点の改良及び接続道路整備を実施します。

④道路の適切な維持管理

- (1) 安全で良好な道路環境を保全・維持していくため、道路及び橋梁の現況調査を行うとともに、修繕計画の策定と計画的な維持管理を推進します。
- (2) 道路陥没などの危険な状況を早期発見できる体制づくりの強化を推進します。
- (3) 側溝清掃や草刈など道路の維持管理は、地域の維持活動との連携などの充実を努めます。また、地域や町民が自主的に実践する美化活動などを支援します。

3 公共交通の充実

現状と課題

- ◆車社会の進展などにより、鉄道、バスなど公共交通の利用者は年々減少しており、赤字路線については、全国的に存続の危機が叫ばれています。本町においても、近年鉄道・バスの廃止が相次ぎました。しかし、公共交通は、自動車などの移動手段を持たない高齢者や児童・生徒などにとって、不可欠な移動手段であるとともに、交通渋滞対策や地球環境保全、安全性などの面から必要不可欠なものです。
- ◆平成15(2003)年4月から本町では新宮町コミュニティバス「マリックス」を運行しており、年間19万人を運ぶまでになり、町民の身近な移動手段として定着しています。さらに、平成22(2010)年3月からは、バス車両を2台増車し、JR新宮中央駅乗入れや上府地区への運行、またかねてより要望の高かった「相らんど線」逆回りの運行開始など利便性を拡充したところですが、今後も必要に応じて路線の見直しや経営改善などを図る必要があります。
- ◆平成19(2007)年4月から一部廃線となった西鉄貝塚線(旧宮地岳線)については、西鉄新宮駅が起終点駅となったことを踏まえ、交通結節機能を高めるため、バス回転広場などの駅前周辺整備を実施しました。今後は、この貝塚線を貴重な公共交通機関として、乗降客の増加に努める必要があります。

- ◆町営渡船は、相島住民の大切な生活航路として生活物資の運搬など日常生活に欠かせないものであり、釣り客や観光客の交通手段として、島の活性化や振興にも大きな役割を果たしています。このような中、平成3(1991)年に就航した渡船「しんぐう」は、相島待合所とともに老朽化が進んでいたため、平成25(2013)年に相島待合所を新築するとともに、平成26(2014)年にバリアフリーに配慮した双胴船(※注1)を建造し就航しています。
- ◆中心市街地整備事業に伴い、JR新宮中央駅までの自転車による利用者が増加しています。そのため、増加する利用者に対応できる施設整備を行うとともに、適正な管理を行うために施設利用の有料化を検討して行く必要があります。

施策の内容

①交通結節機能の充実

- (1) 西鉄貝塚線を維持していくため、交通結節機能(※注2)の向上や利用促進を啓発し、乗降客の増加に努めます。

②コミュニティバスの充実

- (1) 利便性を向上するため、アンケート調査などで町民ニーズを把握しながら、必要に応じて路線や運行ダイヤの見直しを実施します。
- (2) バス事業の健全経営のため、運行内容の検討を行うとともに、乗降客の増加につながる対策や広告などによる収入の増加に努めます。
- (3) バス事業を円滑に行うため、必要に応じてバス本体の更新を実施します。

③渡船の充実

- (1) 毎日の点検や職員研修などを通じて安全で安心な運航に努めます。
- (2) 必要に応じて、運航時刻の見直しを検討します。また、船員の接遇研修等を実施するなど、運航サービスの向上に努めます。
- (3) 双胴船特有の揺れ等不快な現象を改善するために船体の改良を実施します。

(※注1) 双胴船とは、2つの船体をデッキ(甲板)で平行に繋いだ船のこと。広いデッキが作れ、安定性が高く、水面下の船体形状を細長くできることから巡航速度を高くすることができる。  
 (※注2) 交通結節機能とは、交通機関の乗り換え・乗り継ぎとしての機能の他、まちの顔としての拠点機能等複合的な役割を有すること。

④駐輪対策の充実

- (1) 利用者の増加に伴い、JR新宮中央駅前駐輪場の有料化を検討するとともに、駅西側駐輪場の増設について検討し、整備を実施します。
- (2) JR新宮中央駅・福工大前駅、及び西鉄新宮駅の駐輪場について、適正な維持・管理を推進します。
- (3) 違法駐輪に対しては、啓発や条例の改正を検討し、放置自転車の対策を適正に実施します。
- (4) JR福工大前駅駐輪場については、空きスペースになっている2階を有効利用するための調査・検討を実施します。

4 水の安定供給

現状と課題

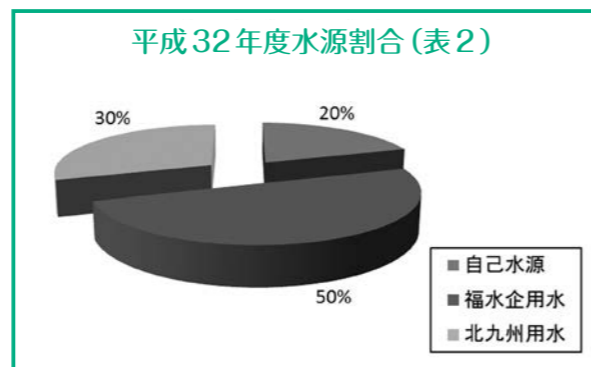
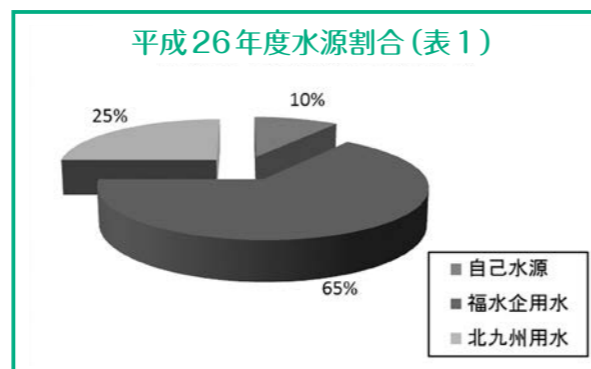
◆本町は、地理的に自己水源に乏しく、水源開発には長年にわたり苦慮してきましたが、福岡地区水道企業団(以下「福水企」という。)及び北九州市用水供給事業からの受水により水の安定供給を図りました。今後も計画されているダムの完成などにより受水可能水量が増加する予定で、さらなる安定供給が期待できます。

◆平成26(2014)年度末現在の給水人口は、29,599人、一日最大給水量は8,936m<sup>3</sup>でした。このうち約9割が福水企及び北九州市用水供給事業からの受水、残りの1割が自己水源からの配水となっています。JR新宮中央駅前の区画整理事業や民間開発により給水人口は増加しています。第7次拡張事業では平成32(2020)年度を目標に給水人口30,500人、一日最大給水量12,100m<sup>3</sup>を設定していますが、給水人口などの認可変更が必要です。

◆配水管などの水道施設は、老朽化した部分から必要に応じて改良しています。その際、新設あるいは更新する配水管には、耐震性のある水道管を採用しています。また、毎年定期的に漏水調査を実施し、配水管の修繕・更新を行うことで、断水や減水などの事故を未然に防止していきます。

◆広域水道からの受水により、点在していた効率性の悪い浄水場及び自己水源を整理・縮小し、経費節減を行いました。

◆本町の水道会計を健全に運営していくためには、安定的な収入の確保と事業の効率化が必要です。



施策の内容

①安全で良質な水の安定供給

- (1) 老朽化した水道管については、事業実施計画に基づく適切な更新を実施します。その際に耐震性に優れた水道管を採用し、地震などの災害に強い管路の整備を推進します。
- (2) 町事業及び水道事業の実施計画に沿った給水区域の変更と給水人口増加に対応するため、第7次拡張事業の認可を変更し、安定給水に努めます。
- (3) 毎年、定期的に配水管及び給水装置の漏水調査を行い、漏水件数の減少に努めるとともに、有収率(※注1)の向上に努めます。
- (4) 水道施設の計画的な維持管理により機能維持に努めます。
- (5) 給水人口に応じた簡易水道施設の更新について検討します。

(※注1) 有収率とは、浄水場から配水される総配水量から漏水などにより配水されなかった水量を除いた比率のこと。  
有収率 = 有収水量 / 総配水量

②経営の健全化

- (1) 経営計画を検証し、水道料金及び水道加入金などの収益体質の向上を図り、健全経営に努めます。
- (2) 経費節減や業務の簡素化を進め、施設の適正管理に努めます。
- (3) 住民サービスの向上などの効果と費用を比較し、経営とのバランスを考えながら可能な限り民間委託を検討します。
- (4) 簡易水道事業の経営健全化に向けたあらゆる手法を検討します。

5 下水道の整備

現状と課題

◆本町の下水道事業の概要は、(※別表1)のとおりです。今後は、新宮処理区においては、適切な維持管理を図るとともに、中央処理区については、計画的な面整備を進めていくことが必要です。また、下水道事業については、健全な経営が求められています。

◆新宮中央浄化センター(愛称:アクア新宮)が平成22(2010)年3月に完成し、下水処理を開始しました。この施設は、特に環境面に配慮した高度処理を行うとともに、処理水は、再生水として沖田中央公園内のせせらぎや散水、公衆トイレ用水として利用し、環境負荷低減と良好な水循環の形成を図っています。

◆公共下水道(※注1)の事業計画区域及び大型浄化槽などによる処理区域以外の地域については、浄化槽設置の促進のため補助金制度を設け、平成26(2014)年度までに732基の補助金を交付しました。今後も、環境保全の観点からさらに設置を促進していくことが求められます。また、浄化槽(※注2)の性能を維持するためには、設置者が保守点検など維持管理を適切に行う必要があります。

◆県道湊下府線沿線の下府・湊地区の下水道については、土地利用の転換に併せて検討を行う必要があります。

◆東部地域は、平成10(1998)年2月に的野、寺浦、佐屋地区の一部が市街化区域となり、その周辺にも既存集落が点在し、開発可能な土地が多く残っています。環境保全やまちづくりの観点から、適正な下水処理を計画的に進めていくことが求められます。

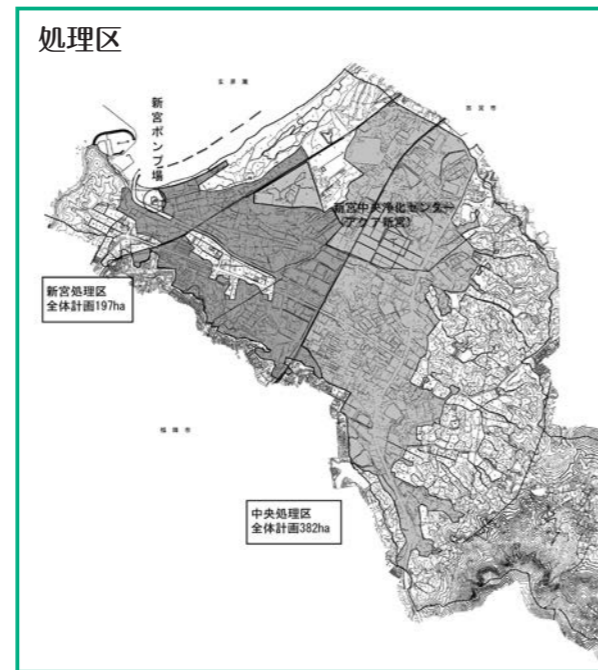
◆相島地区の下水道整備は、昭和57(1982)年度から供用開始していますが、処理施設の老朽化に伴い、今後も施設などの適切な維持管理を行う必要があります。

(※別表1)

本町の公共下水道の現状 (単位 ha)

処理区	全体	認可	完了	面整備(%)
新宮処理区	197	197	185	93.9
中央処理区	382	314	180	57.3

H27.3現在



施策の内容

①下水道の普及促進

- (1) 中央処理区域内については、事業計画に基づき、計画的な面整備を推進します。それに伴い、必要となる新宮中央浄化センター等の増設について検討します。
- (2) 県道湊下府線(25m道路)沿線や東部地域の下水道については、下水道整備の調査・研究を推進します。
- (3) 公共下水道認可区域外においては、浄化槽の設置補助金制度を活用し、浄化槽設置の促進に努めます。
- (4) 生活雑排水が環境に与える影響について啓発活動を継続的に実施し、町民意識の向上に努めます。
- (5) 湊川や牟田川など河川の水質を保つため、事業所の適正排水の指導や下水道の普及を推進します。

②施設の適切な維持管理

- (1) 新宮処理区内の下水道管渠と新宮ポンプ場施設については、長寿命化計画に基づき計画的な更新・改築を実施します。その他の施設については、計画的な維持管理により機能維持に努めます。
- (2) 浄化槽の適切な維持管理については、啓発に努めます。

③浸水対策

- (1) 浸水危険地区の浸水対策として、雨水渠などの整備を実施します。

(※注1) 公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。

(※注2) 浄化槽とは、し尿と併せて生活雑排水を処理し、河川などの公共用水域に放流するための設備。

④し尿処理方法の検討

- (1) 公共下水道区域以外のし尿処理については、公共下水道の普及状況にあわせて、処理方法について調査・研究を推進します。

⑤経営の健全化

- (1) 公共下水道事業の財政・経営状況を把握し、経営体質の強化を図るため、企業会計制度の導入を実施します。
- (2) 下水道事業の健全経営を維持するため、財政状況を確認しながら適正な料金体系について検討します。
- (3) 下水道事業の健全経営のため、施設の適正な維持管理、コスト削減などの経費削減を進めるとともに、事務事業の民間委託について検討します。
- (4) 供用開始区域においては、公共用水域の保全と下水道使用料の収入を確保するため、PR活動を通じて公共下水道への接続の促進に努めます。

6 公園の整備

現状と課題

- ◆公園は、運動や遊びの場、憩いの場であると同時に災害時の非難場所となるもので、快適で安全な生活を実現するうえで必要不可欠なものです。しかし、町内には62箇所の公園(都市公園、一般公園)がありますが、住宅団地開発などによって設置された小規模なものが多く、地域的な偏りもあるのが現状です。
- ◆一方、公園の管理については、高齢化などにより地域における住民管理が難しくなっているため、計画的な管理体系を検討するとともに、住民との協働による新たな仕組みや管理費用の軽減を図るための管理手法の検討が求められています。
- ◆現在、新宮小学校区に自然環境保全に配慮した人丸公園の整備が進んでおり、杜の宮地区においても、従来の松林を活かしたグリーンベルトや杜の宮運動施設が整備されました。また、新宮東小学校区では、JR新宮中央駅前に沖田中央公園が整備され、公園として魅力ある公共空間が充実してきています。
- ◆国道3号以東の地域では、地域の交流拠点となる公園や緑地施設の配置は十分ではなく、近隣公園規模の施設整備が望まれています。
- ◆今後は、自然環境に配慮しつつ、環境負荷の軽減を踏まえた公園の整備に努めるとともに、「新宮町ひとにやさしいまちづくり整備基本計画」に基づき、安心して利用できる公園整備が望まれています。

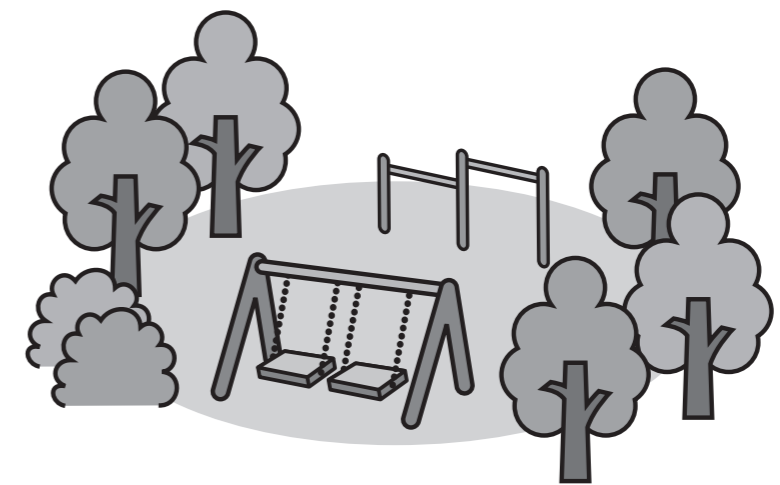
施策の内容

①都市公園などの整備

- (1) 今池公園は、今池周辺の園路や駐車場の整備を検討し、推進します。
- (2) 新宮ふれあいの丘公園は、隣接する新設中学校と一体的に防災機能を有した公園にするとともに、子どもから高齢者までが、交流できる公園として整備を推進します。
- (3) 寺浦の公共広場は、地域活動の拠点として多目的な利用を目指し整備を推進します。
- (4) 千年家周辺の緑地は、貴重な文化資産を保全するため、整備手法などを検討します。
- (5) 東部地域の交流拠点を形成するため、的野・立花口地区に公園や緑地の整備を検討するとともに、公園整備にあたっては、既存の自然環境に配慮し、農・商業と連携した整備を検討します。

②公園の適切な維持管理の推進

- (1) 適切な公園管理を行うため、「公園維持管理計画」を策定し、維持管理や施設更新を実施します。
- (2) 沖田中央公園の維持管理は、エリアマネジメント(※注1)による管理手法と費用負担の軽減について検討します。



(※注1) エリアマネジメントとは、行政主導ではなく「住民・事業主・地権者がその地域を一定のルール定め管理し、創造する」自主的かつ新たなまちづくり手法のこと。

7 生活環境の充実

現状と課題

- ◆本町では、きれいな生活環境づくりのために、町民や企業による環境美化活動が盛んに行われています。反面、モラルが欠如した一部の人たちによる、ごみのポイ捨て、不法投棄、犬猫のフン放置などの生活環境汚染の問題も発生しています。
- ◆行政区による区内清掃はもとより、各種ボランティア団体や町内企業による清掃活動が定期的に行われています。今後もこのような清掃活動の支援を行うほか、ポイ捨てなどを未然に防ぐため、一人ひとりが環境美化への意識向上を図る必要があります。
- ◆ペットのマナーに関しては、犬の正しい飼育方法を啓発するために、県動物愛護センターとの連携による「犬のしつけ教室」への参加呼びかけやフンの放置禁止看板による啓発を実施しています。最近では、猫に関する苦情も多く、猫の飼育方法や飼い主のない猫にエサを与えている方たちへの啓発も実施しています。
- ◆本町のごみの処理は、玄界環境組合古賀清掃工場、相島じん荼処理場、不燃物処理場で行っています。また、ごみ処理基本計画に基づき、ごみの減量化、リサイクルの推進などの取り組みを実施しています。
- ◆「容器包装リサイクル法」(※注1)の制定に伴い、平成12(2000)年4月から家庭ごみの分別収集を実施し、ごみの減量やリサイクルに取り組んでいるところですが、人口や事業所の増に伴い、町のごみ量は増加傾向にあります。今後は、家庭ごみへの取り組みに加え、事業所ごみについても調査し、町全体のごみの減量化とリサイクルの推進が求められています。
- ◆相島火葬場については、平成3(1991)年に新設し、運営しています。
- ◆大気汚染や水質汚濁などの公害問題について、環境負荷の軽減を図るためにも公害の発生源を抑制していく必要があります。本町では、県保健福祉環境事務所との連携により、大気や水質などの各種調査や原因者への立入検査、行政指導などを行い、公害の防止に努めています。
- ◆住居表示(※注2)は、住民生活の便宜を向上させるため、開発地域や既成市街地において順次実施してきました。今後とも、町内未実施の既成市街地においても推進していく必要があります。

施策の内容

①環境美化活動の推進

- (1) 不法投棄、ポイ捨て、犬猫のフン放置などの迷惑行為を「しない」「させない」環境づくりのため、町民との協働により啓発などを推進し、環境パトロールなどの強化を推進します。
- (2) 事業者や団体などと協働による町内美化活動を推進するための制度を検討します。
- (3) 地域や行政区で行う定期的な清掃活動を支援します。

②生活環境の維持

- (1) ごみを適正に処理するため、玄界環境組合などの関係機関と連携し、ごみの減量化・リサイクルの効率アップに努めます。また、分別収集の定期回収に対応できない町民のために、常設の分別ステーションの設置を継続して実施します。
- (2) 相島じん荼処理場については、施設の適正な維持・管理を実施します。
- (3) コンクリート、がれき、陶磁器類の処分を行う町の不燃物処理場については、適正な維持・管理を実施します。
- (4) 花火の騒音などで悩んでいる地域住民が安心して暮せるように、関係機関と連携し、新宮町深夜花火規制条例の厳正な運用に努めます。
- (5) 雑草などで周辺に影響を及ぼすような空き家や空き地への対策について検討します。
- (6) 相島火葬場については、適正な施設管理を実施します。

③公害の防止

- (1) 騒音や悪臭などの公害発生状況を調査するとともに、公害発生原因者への指導や立入検査の強化を推進します。
- (2) 水質の悪化防止のため、河川、水路などの水質調査などの環境測定を定期的に行います。

④住居表示の推進

- (1) 日常生活の利便性向上のため、目的の場所が容易に分かるように住居表示を計画的に推進します。

(※注1) 容器包装リサイクル法とは、家庭から出るごみの多くを占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律。  
 (※注2) 住居表示とは、昭和37(1962)年5月に施行された「住居表示に関する法律」に基づき、市街地において、住所若しくは居所または事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(これらを「居所」という)をわかりやすく表示するために設けられた制度。